

伊丹市福祉権利擁護センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障がい者（児）等の権利擁護に関する総合的な支援事業（以下「センター事業」という。）を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が継続できることを目指し、もって地域における社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 センター事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 権利擁護に関する専門相談及び支援に関すること。
- (2) 成年後見制度利用支援に関すること。
- (3) 後見活動支援に関すること。
- (4) 成年後見制度等の普及及び啓発、研修に関すること。
- (5) 権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの運営に関すること。
- (6) 権利擁護支援者の養成及び資質向上に関すること。
- (7) 法人後見の推進に関すること。
- (8) 後見人等候補者の受任調整に関すること。
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(委託)

第3条 前条に規定するセンター事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託できるものとする。

(相談支援員の配置等)

第4条 第2条に規定する事業内容を円滑かつ効果的に実施するため、相談支援員を配置するものとする。

- 2 第2条第1号の権利擁護に関する専門相談及び支援に関することの実施に当たっては、弁護士及び司法書士等、法律に関する専門的知識を有する者により実施できる体制を確保するものとする。

(センター事業の対象者)

第5条 センター事業の対象者は、伊丹市内に住所を有するもので次のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号及び第2号については、各号に掲げるもののうち、いずれかが伊丹市内に住所を有するものとする。

- (1) 概ね65歳以上の高齢者及びその親族
- (2) 障がい者（児）及びその親族
- (3) 地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所その他の高齢者及び障がい者（児）に関する相談機関
- (4) 地域において権利擁護支援活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(利用料)

第6条 センター事業の利用料は、無料とする。

(プライバシー及び個人情報の保護)

第7条 センター事業に従事する者は、センター事業を利用する者(以下「利用者」という。)のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

2 センター事業に従事する者は、権利擁護に関する相談及び支援内容等、利用者の個人情報を厳重に管理して保護し、それぞれ目的以外に利用されないことがないように、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年伊丹市条例)を遵守して取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第8条 センター事業に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。